

令和 6年 8月 7日

事業主各位 殿

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
宮城県支部

「テールゲートリフター特別教育(学科)講習」の開催のご案内

労働安全規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規定の一部が改正(令和5年3月28日公布)され、貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを操作して荷を積卸す作業におけるテールゲートリフターの操作業務が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対象となり、令和6年2月1日施行日以降は、下記のカリキュラムによる特別教育(義務化)を受けた者でなければ、テールゲートリフターを操作しての荷役作業が出来なくなっております。

つきましては、未受講者を対象として、講習科目のうち「学科教育講習」を下記日程で開催致しますので、受講されますようご案内致します。

記

1. 開催場所・日程・時間

開催場所	開催時間	開催日	定員
宮城県トラック協会 会議室 (仙台市若林区卸町5丁目)	13:00 ～ 17:30	9月24日(火)	50名

2. 対象者

テールゲートリフターを直接操作する者及びテールゲートリフターに備え付けられた荷のキャスター・ストッパー等の操作、昇降版の展開・格納などテールゲートリフターを使用する者も含む。

3. 講習科目と時間 (厚生労働省告示104号 令和5年3月28日:安全衛生特別教育規程第7条の4)

	科目	講習時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	1.5H
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2.0H
	関係法令	0.5H

※実技教育は、2.0時間以上、所属事業場にて使用機材・積卸し作業に沿って実施願います

4. 受講料 会員事業場は、1名につき受講料金 8,000円消費税率10%消費税 800円 合計 8,800円
非会員事業場は、1名につき受講料金10,000円消費税率10%消費税1,000円 合計11,000円
受講料は前納制です。銀行振込、現金書留又は協会窓口にてお願いします。

振込口座 七十七銀行 卸町支店 普 9136436	インボイス登録番号T4-0104-0500-1852
陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部	*送金手数料はご負担願います

5. 申込要領 (1)申込先 陸運労災防止協会宮城県支部 (Fax 022-232-6830)

(2)申込受付 別紙申込書に所要事項を記入のうえ、協会窓口又はファックスにて受付いたします。但し、定員50名に達し次第締め切ります。

6. その他

- (1)受講申込書不足のときは、コピーしても構いません。
(2)講習修了者には、「学科教育受講修了証」を交付いたします。
(3)講習7日前までに申込取消の連絡がな場合、受講料の返金はいたしません。
(4)やむを得ない事情により、中止又は日程・会場等を変更する場合があります。